資料３

枚方市のひとり親家庭への取り組みについて

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保等支援」「経済的支援」の各種施策を推進しております。令和７年度までの各種施策の主な取り組みと利用・支給実績は以下のとおりです。

１．子育て・生活支援

＜ひとり親家庭等日常生活支援事業＞

ひとり親家庭の保護者が疾病等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助や子育て支援を行っています。令和６年度に引き続き、令和７年度も登録世帯数・派遣回数がともに増加しました。

ひとり親家庭等日常生活支援員派遣状況　（単位：世帯、回）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録世帯数	46（9）	62（8）	70（5）
派遣回数	460（135）	757（186）	830（144）

※（　）内の数は、父子家庭利用件数を内数で記載したもの。

２．就業支援

＜ひとり親家庭自立支援給付金事業＞

ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の相談、申請受付を行いました。令和６年８月の自立支援給付金の制度改正により、自立支援教育訓練給付対象者の所得制限が廃止され、高等職業訓練給付についても児童扶養手当受給者のみから児童扶養手当廃止後１年間は対象になるなど、自立支援給付の対象者が拡大されました。また、自立支援教育訓練給付金申請時にはプログラム策定を行うことで、個々の課題が明確になり、よりきめ細やかな自立支援が可能となっています。令和７年度については、令和６年度と同程度の支給件数でした。

ひとり親家庭自立支援給付金支給状況　（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自立支援教育訓練給付金	7	10	6
高等職業訓練促進給付金	26	28	26
高等職業訓練修了支援給付金	5	9	13

３．養育費確保等支援

＜ひとり親養育費確保サポート事業＞

養育費を受け取るための公正証書等の作成支援や作成にかかる費用の補助を行う「取り決め支援」や養育費の受け取りが滞っているひとり親家庭が保証会社と契約した際にかかる保証料を補助する「受け取り支援」を実施しました。また、令和８年の共同親権への民法改正をふまえ、より高い専門性や即応性が求められていることから、月１回実施されていた弁護士による相談を、令和７年度から月２回に拡充しました。

ひとり親養育費確保サポート事業　（単位：件）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
取り決め支援	弁護士相談	46	47	72
	公正証書等作成補助	22	34	24
受け取り支援	養育費保証促進補助	－	2	1

４．経済的な支援

＜母子父子寡婦福祉資金貸付事業＞

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸し付けを行うことにより、経済的な自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る目的で実施しています。貸付実績としては、児童の修学資金関係が大部分を占めていますが、高校・大学等の授業料免除や給付型奨学金など返済不要の制度の拡充により、近年の貸付件数は減少傾向にあります。

母子父子寡婦福祉資金貸付状況　（単位：件）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
修学資金	新規分	11	4	2
	継続分	14	22	19
就学支度資金	新規分	5	1	－